

労働者・使用者の皆様へ

岩手県労働委員会委員（弁護士、労働団体役員、経営者等）による

出前無料労働相談会

労働者・
使用者
いずれも
どうぞ！

職場のトラブルで悩んでいませんか？労働委員会の委員が相談に応じます。

- 労働委員会は、労働者と使用者との間で発生したトラブルの解決を支援する専門的で中立公正な県の行政機関です。相談の秘密は厳守します。
- 労働委員会の委員は、労働問題に詳しく、豊富な知識と経験があります。当日は、公益委員（弁護士、学識経験者など）、労働者委員（労働団体の役員など）、使用者委員（会社経営者など）から各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。

労働者からの主な相談

突然の解雇（雇止め）、配転命令、給与カット、サービス残業、賃金未払い、嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など



使用者からの主な相談

退職する社員からの金銭要求、労働条件の話し合いが進まない、突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など。

日時

6月25日(日)

午後1時～4時
※受付終了は3時

場所

久慈 地区合同庁舎

会場の案内図



久慈市八日町1-1


お問合せ先・予約
岩手県労働委員会事務局

☎ 0120-610-797

盛岡市内丸10番1号〔岩手県庁11階〕

- 電話による御予約をお受けしております。
- 当日、会場でのお申込みもできますが、なるべく御予約をお願いします（予約された方が優先となります。）。

事務局では、相談会の開催日以外にも職員が相談をお受けしております。
お気軽に御相談ください。

労働相談なんでもダイヤル  0120-610-797 (平日 8:30~17:15)